

## 遊休農地解消シンポジウム開催

2月3日、長野市の若里市民文化ホールで長野県農業会議による、遊休農地発生防止、活用、解消のため、シンポジウムが開催され、飯山市農業委員会も参加しました。

シンポジウムでは遊休農地活用功績者表彰・事例発表があり、その後の明治大学名誉教授の井上氏の基調講演では、

①我が国の食料自給率は79%を誇っていたが、今は約40%となり、国際的にみても食糧不足が見込まれる。食料自給率向上は国家としても重要な課題。

②耕作放棄地の増大は単に食料供給の問題だけでなく



なお、講演後のパネルディスカッションでは、遊休農地解消はバラバラでは難しく、地域の中でネットワークを構築し情報交換が必要、地区での組織づくりが大切と発表がありました。また飯山市では昨年の9月～12月にかけて全市を対象とした農地利用状況調査

を実施し、その結果、多くの遊休農地を確認しました。この中には耕作が再開できる農地と、すでに山林化し耕地として利用できない農地があります。今後、発生防止・解消のため担い手の確保が必要であり、地域での農業組織づくり、補助金活用などにより農地集積を進めることや、すでに山林化した農地については、農地から除外していくことも必要と考えています。

- (1・2月の活動記録)
- 1/11 農業委員会役員会
  - 17 農業委員会活動活性化セミナー
  - 25 農業委員会
  - 2/1 認定農業者、JA役員、農業委員との意見交換会
  - 3 平成23年度遊休農地解消シンポジウム
  - 6 北信州農業委員会協議会研修会
  - 10 農業委員会役員会・管内視察
  - 24 農業委員会

## 認定農業者 JA役員、農業委員との意見交換会開催

農業委員会では、今後の活動に生かすため、平成24年2月1日に「認定農業者協議会、JA北信州みゆき役員、農業委員との意見交換会」を開催しました。

まず、伊澤農業委員長より「農業活性化のため地域農業を自ら考え・活動する地域組織づくりの必要性」が話され、JA北信州みゆき佐藤代表理事組合長からも「地域農業の活性化の必要性と、5支所に営農課を設置する等4月から機構改革を考えている」との挨拶がありました。

本市の農業は高齢化、後継者不足・価格の低迷・アスパラの立ち枯れ病等大変厳しい状況におかれています。そのような中、農業委員会では「市長建議」で、担い手が集い、新たな作物の導入や農地の利用集積など自らが考え、活動する地域づくりの必要性を訴えてきました。

また、国では新規施策として農地集積を進めるため、農地の出し手にも支援する「農地集積協力金」や、新規就農者への「青年就農給付金」などを予定しており、いずれも地域の話し合いにより「人・農地プラン」の作成が必要になり、地域農業の在り方を考える組織づくりが不可欠となっています。

意見交換会では耕作放棄地の増加を受け、地域の農業を考える地区組織づくりの必要性・運営方法等が話され、現在進められている農業組織の統合に、飯山市農業センターも含めたらと話がありました。

なお、農産物の有利販売、鳥獣害対策、自然災害への対応等の要望も出され、今後も地域でこのような話し合いをしながら協力していくことを確認しました。



ハウステンボス

## あぜ道だより



農業委員 武田 恒夫  
(柳原地区)

### 農閑期に思いをこめ

我が家は兼業農家で、水稲、畑作ではアスパラガスを主に栽培している露地栽培が中心だ。この仕事を続けていく、そうなる作業は、早朝、帰宅後、休日に限られる。作業は待つてくれない。毎日やらなくちゃいけないし、日中の明るい時でないといけない作業もある。なかなか思った作業は出来ない。それでも周りの農家に言われる。一足の草鞋を履いているから、そんな1年の繰り返しだ。除草農業、化学肥料に頼った「つけ」がきている。

アスパラの収穫が終わり、秋、倒伏防止の支柱を片付けたと大まかな農作業は終了する。この地域は12月半ば過ぎになると一面、雪になり作業ができなくなるとい



春のブナ林

うことである。それでも近年、地球温暖化のせい以前より秋の作業も遅くまで出来るようになった。そして我が家は農閑期に入る。「つけ」が来ていると書いたのは、作物が良く育つ土の環境を損なってきたからだと思う。アスパラの茎枯れ病が多発し、収穫量が大きく左右されている。収穫が減るということは、収入も減るということだ。アスパラ生産の現状を何とかしようと研修会も開き、JAの指導にも熱が入るが決定的な対策が出来ていない。アスパラの畑が空き始めた一昨年、冬至需要向けカボチャ「ほくつと」の品種を1〜7戸が試験的に栽培した。基幹作物のアスパラと組み合わせるの試験作物として、味も良く連作も効くという事で生産者の期待も高まったが、密症状とい

### 老後生活の備えは 農業者年金の加入から

加入できる方

- ・国民年金の第1号被保険者である者
- ・60歳未満の者
- ・年間60日以上農業に従事する者

※配偶者や後継者など家族従事者も加入できます。

積立方式のため保険料は自分で決定

毎月の保険料は2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められ、農業経営の状況や将来設計に応じて、いつでも保険料の見直し、変更ができます。

80歳まで保証付きの終身年金

年金は生涯支給されますが、80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった年金額を、また65歳前(年金受給前)に亡くなった場合には、死亡一時金を遺族の方が受け取れます。

農業者年金ならではの特別メリット

支払った保険料は、全額が所得税等の社会保険料控除の対象になります。

また受け取る年金は公的年金控除の対象になります。

加入や脱退は自由

加入や脱退はいつでも自由になります。

保険料への助成制度があります

60歳までに20年以上加入することが見込まれ、その他の定められた条件を満たした場合、基本保険料(2万円)のうち国から2割〜5割の助成を受けることができます。

加入を希望される方、詳しく知りたい方は、農業委員、農業委員会事務局(☎03111内線261)またはJA窓口までお問い合わせください。